

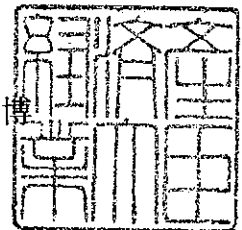
# 経済産業省

平成21・03・18中第2号

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第3条第1項の規定に基づき、平成21年度における中小企業支援事業の実施に関する計画を次のように定める。

平成21年3月30日

経済産業大臣 二階 俊博



## 平成21年度 中小企業支援計画

### 第1 中小企業を取り巻く現状

我が国の中小企業の業況は、原油・原材料の高騰、サブプライム問題を端緒とした世界経済の減速に伴う我が国経済の景気後退の影響により、受注の減少、収益の大幅な減少、倒産件数の増加、雇用情勢の急速な悪化等、一段と厳しい状況となっている。

このような中、昨年8月に「安心実現のための緊急総合対策」、10月に「生活対策」、12月に「生活防衛のための緊急対策」を取りまとめ、中小企業が世界的な経済情勢の激変を乗り切ることができるよう、資金繰り対策などを実施していくこととした。

また、少子高齢化・人口減少の急激な進展、経済のグローバル化の進展、地球温暖化等の環境問題の深刻化など、急激な経済情勢の変化の背景にある構造的な変化に直面している。

### 第2 平成21年度の基本方針

以上のような中小企業を巡る問題を踏まえ、当面の緊急対策に遺漏なく取り組む一方、平成21年度の中小企業支援計画（以下「本支援計画」という。）においては、我が国が持つ強みを最大限に活かし、将来に向けて力強く成長していくため「新経済成長戦略」（2008改訂版（平成20年9月））に位置づけられた中小企業の新たな成長戦略に関連する施策を中心とした計画とする。

具体的には、国内外での市場開拓の促進、農商工連携の促進による新事業活動の促進、低炭素化に向けた構造転換の促進、事業再生・事業承継の円滑化の事業を主要な施策として実施する。また、中小企業の経営課題を把握し、経営力の向上や新事業展開等の課題をきめ細かく支援する地域力連携拠点事業や地域コミュ

ニティの核となる商店街の果たすべき社会的、公共的役割の向上を促進することを通じ、商店街ににぎわいを創出する事業を支援する。

本支援計画の実施に当たって、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、相互に連携することにより施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、成功事例等の情報・ノウハウについても共有化を図り、施策の効果を最大化することが必要である。

このため、21年度においても、「対話と協力」という基本的な考え方の下、本支援計画に基づく都道府県の支援計画の内容や実施状況、及び本支援計画に関する都道府県からの意見等が、国の次年度以降の支援施策及び関連する予算措置等の検討に反映されるよう、昨年度同様に国と都道府県の間で「政策及び連携に係る意見交換会」が適宜適切に行われるようにする。

### 第3 国の事業

#### 1. 事業の実施体制

国においては、中小企業の経営資源の確保を支援するため、全国レベルのモデル事業やマッチング機会の提供事業を都道府県、中小機構、都道府県中小企業支援センター等の中小企業支援機関（以下「地域支援機関」という。）との連携・協力により実施し、その成果の普及に努めるとともに、政策評価による事業の見直しを行うものとする。

#### 2. 事業の概要

##### (1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進

##### ① 新事業活動促進支援事業（\*）

60. 2億円（新規）

農林水産業と商工業の有機的な連携を促進する「農商工等連携」、産地の技術、農林水産品、観光資源等の地域産業資源の活用を促進する「地域資源」、異分野・異業種の中小企業同士の連携を促進する「新連携」に取り組む中小企業による新商品・新サービスの開発や販売促進等の取組を支援する。

\* 中小企業の新事業活動等の促進を目的とした支援事業の執行の効率化及び利用者の利便性の向上を図るため、「地域資源活用新事業展開対策支援事業」と「新連携対策支援事業」を統合し、21年度より、新しく「新事業活動促進支援事業」として実施。

##### ② 地域イノベーション創出研究開発事業（\*）

65. 1億円（新規）

研究開発を起点とした新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るため、地域のリソースを最適に組み合わせた研究体による実用化技術の研究開発を実施する。

\* 20年度までの「地域イノベーション創出研究開発事業」及び「地域資源活用型研究開発事業」を廃止・統合した。

③ 市場志向型ハンズオン支援事業

24.0億円\* (20.3億円)

(\*中小機構交付金3.1億円を含む。)

地域ブロックごとに支援拠点を設置し、マーケティング等に精通した専門家が、新商品・新サービスの開発等の農商工等連携事業、地域資源活用事業、新連携事業に取り組む中小企業や農林漁業者の相談等に応じ、市場調査、商品企画、販路開拓、事業性の評価に係るアドバイスなどを行う。

④ 小規模企業支援対策

ア 小規模企業経営支援情報・金融連携事業

2.7億円 (4.3億円)

小規模企業等の生産性・経営力向上に必要な資金調達力等を高めるため、企業の経営・財務情報及びマル経融資制度に関する情報を活用し、小規模企業等に対する新たな経営支援サービスのための「小規模企業経営支援情報システム」を構築する。

イ 小規模事業者新事業全国展開支援事業

24.6億円 (24.6億円)

地域の小規模事業者による全国規模のマーケットを狙った新事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が小規模事業者等と協力して行う、地域資源を活かした新製品の開発や全国的な販路開拓、観光資源開発といった取組に対して幅広く支援する。

ウ 創業人材育成事業

13.1億円 (13.3億円)

創業に向けて具体的な行動計画を有するものを対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる「創業塾」を商工会・商工会議所等で開催する。また、新事業展開を目指す経営者や若手後継者等を対象に、経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援する「経営革新塾」を商工会・商工会議所で開催する。

⑤ 中心市街地活性化対策

ア 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

58.0億円 (61.0億円)

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む地域において、民間事業者、商業者、認定まちづくり会社等が、地域と連携を図りながら実施する商業活性化事業を重点的に支援する。

具体的には、テナントミックス店舗や集客核施設の設置、空き店舗を活用したチャレンジショップ事業や地域コミュニティとの連携事業、老朽化したアーケードの撤去、中心市街地活性化協議会によるタウンマネジャー

設置や調査研究事業にかかる経費に対して、補助を行う。

(2) 中小企業の経営基盤の強化

① 中小企業海外展開支援対策

ア JAPANブランド戦略展開支援事業(\*)

12.1億円(新規)

地域産品の輸出を促進するため、地域産品のブランド確立を目指し、地域の小規模事業者と輸出産品プロデューサー等が一丸となって、ブランドの創成から発展への支援を行う。また、JAPANブランドの海外販路開拓を支援する全国事務局を設置し、海外見本市への出展やバイヤーとのマッチング等を行う

\*本事業は、20年度「JAPANブランド育成支援事業」を拡充したものの。なお、本事業においては、従前、商工会、商工会議所に支援対象を限定していたところ、21年度からオープン化し、組合やNPO等の地域支援団体も公募可能とする。

イ 中小企業国際展開等円滑化推進事業費補助事業

2.4億円(3.5億円)

我が国中小企業の現地法人等の技術・管理能力の向上を図るため、当該現地法人等の従業員等に対して、研修及び専門家派遣を実施する。

ウ 中小企業海外展開等支援事業費補助事業

26.3億円(23.8億円)

海外への販路開拓や投資などの国際化を指向する中小企業に向けて、海外展示会への出展支援やミッション派遣等によるマッチング支援、知的財産権保護対策、海外の地域・クラスターとの産業交流支援、情報収集・提供等を通じ、中小企業の国際競争力の強化、国内経営基盤の強化を図る。

② 中小企業経営支援等対策

ア 地域力連携拠点事業(経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業)

57.9億円\*(51.6億円)

(\*中小機構交付金3.3億円を含む。)

全国各地に整備した「地域力連携拠点」において、地域の支援機関や産業クラスター、専門人材等が連携して中小企業の経営課題の把握を手助けし、経営力の向上や新事業展開、販路開拓、事業承継等の経営課題に応じ、きめ細かくワンストップで支援する。

イ 新現役チャレンジ支援事業

19.4億円\*(21.2億円)

(\*中小機構交付金3.7億円を含む。)

新現役(大企業等の退職者及び近く退職を控える層)の有する技術・ノウハウを地域における中小企業に活かすため、「全国事務局」を設置するとともに、都道府県ごとに「地域事務局」を設置し、新現役人材の発掘や

スキルアップ等を図りつつ、全国の地域力連携拠点や地域中小企業支援機関等と連携し広範な中小企業の支援ニーズを把握し、適切な新現役とのマッチングを全国規模で行う。

また、地域資源を活用した特産品の販路開拓や農商工等連携等による地域活性化の取組を支援するため、都市部の新現役を地方の中小企業支援に活用するモデル事業や、我が国のものづくり基盤技術を支える技術分野を中心とした高度技術を有する新現役の地域中小企業における活躍の場を提供するためのモデル事業を実施する。

#### ウ 地域中小企業知的財産戦略支援事業

3. 1億円（新規）

地域中小企業に対して一定期間集中的に知的財産の専門家等を派遣し、知的財産コンサルティング事業を実施する都道府県中小企業支援センターの活動に対し、必要な助成を行う。また、中小企業が知的財産を戦略的に活用し、知的財産経営を実現するための体制整備を支援する。

#### エ 中小企業の人材確保・育成支援事業

140億円（20年度二次補正）

即戦力となる高度な技能・専門知識等を有する人材や将来的に企業の中核となりうる人材を中小企業が確保・育成することを支援するため、平成20年度の二次補正予算140億円により、「人材対策事業」を実施する。

具体的には、今般の雇用の流動化を中小企業が優れた人材を確保する好機ととらえ、ジョブカフェ等を活用した合同説明会の開催など中小企業と求職者との「橋わたし」を行う事業や、地域の中小企業で即戦力として働いてもらえるよう、ものづくりや農商工、商業・サービス業、太陽光発電システムの設置など、いくつかの分野で「実践型研修」の事業を全国で行う。

### ③ 小規模企業支援対策

#### ア 指導事業

3. 16億円（2. 97億円）

商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国商工会連合会及び日本商工会議所が商工会等に対して指導や情報の収集及び提供等に係る事業を行う。

#### イ 経営安定特別相談事業

0. 38億円（0. 38億円）

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」による中小企業に対する相談体制を円滑に実施するために全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う指導事業等を支援する事業を実施する。

④ 中小企業連携組織対策

ア 創業連携人材養成等支援事業

9.87億円(9.58億円)

全国中小企業団体中央会(以下「全国中央会」)が、組織化しようとしている中小企業や経営課題を抱えている組合等の連携組織に対する経営指導・支援に当たる都道府県中小企業団体中央会(以下「都道府県中央会」)指導員に対して、能力向上に必要な指導・研修を実施する。

また、全国中央会が、組合等の連携組織の中だけでは解決できない専門性を有する諸課題(法律、経営指導、情報処理、会計等)の解決に向けて外部専門家を活用して支援を行うとともに、先進的な経営改善・革新に取り組む組合等に対して、ビジョン策定や改善事業に係る経費を助成する。

さらに、外国人研修・技能実習制度の円滑実施のため、都道府県中央会を通じて、関係法令の普及・啓発のための研修会事業を行う。また、関係法令の整備後に適合したモデル規約類(受入事業協同組合と中小企業との間で定める研修事業に関する規約類)を作成・提示し、当制度を実施する組合における規約等の制定を促進する。

イ 創業連携情報収集・発信事業

0.16億円(0.50億円)

全国中央会は、中小企業が経営資源の強化及び補完を図るための多角的連携指導に関する調査や中小企業組合の設立動向調査を始めとする組合特定問題実態調査を全国的に実施、また、組合による各種共同事業(新商品開発等)に関するノウハウを全国的に収集・分析・加工し、事例集を発行する。

ウ 官公需受注対策事業

0.38億円(0.32億円)

官公需についての中小企業の受注機会の増大を図るため、全国中央会又は都道府県中央会を通じて官公需に係る情報の収集提供、官公需適格組合の共同受注事例や効率的な分離・分割発注に係る適切事例の普及、新規開業者の販路開拓の支援のためのパンフレット配布、官公需適格組合の共同受注体制づくり等の支援を行う。

エ 外国人研修・技能実習制度適正化指導事業

0.50億円(新規)

外国人研修生の受入れを行う組合に対し、従来の組合運営の指導に加え、中小企業診断士、経営コンサルタント等を派遣し、個別の不適正な事例の是正・改善指導を行うことによって、不正行為等の未然防止に努め、中小企業の円滑な研修生受入れ等を図る。

⑤ 中小企業ものづくり対策

ア 戦略的基盤技術高度化支援事業

54. 4億円(68.0億円)

我が国経済をけん引していく重要産業分野の競争力を支えるものづくり基盤技術(鋳造、鍛造、切削、めっき等)の高度化等に向けて、革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスのイノベーション等を実現する研究開発に取り組む中小企業を支援する。

事業の実施に当たっては、各地のものづくり中小企業の状況について、地域支援機関等との情報交換に努める。

イ 川上・川下ネットワーク構築支援事業

1. 9億円(1.9億円)

基盤技術を担う川上中小企業と、燃料電池や情報家電等の重要川下産業間の緊密なコミュニケーションを通じた「川上中小企業が行う技術開発の不確実性の低減」「情報の非対称性の解消」を図るため、川上・川下間のネットワーク構築に向けた取組を支援する。

各都道府県内あるいは県域をまたがる中小企業と日頃から接点を持ち、地域の現状と課題を認識している地域支援機関等と協力して、川下中小企業と川上産業との情報交換の場への中小企業の参加や川上・川下間のマッチング機会の創出を促進し、川上と川下のネットワーク構築を図ることができるよう支援を行う。

ウ 中小企業ものづくり人材育成事業

3. 8億円(7.6億円)

各地域の産業界と教育界(工業高校等)とのマッチングの機会を提供し、中小企業の若手技術者育成、工業高校等の実践的な教育プログラムの充実を支援しつつ、その普及を図る。

この事業では、地域の産業界、教育界、都道府県が連携体制を構築し、事業を積極的に推進していくことが重要であるため、地域支援機関等と協力することにより、連携体制の構築に努め、ものづくりを担う人材の育成・確保を支援していく。

⑥ 商店街活性化対策

ア 中小商業活力向上事業

42. 0億円(29.7億円)

地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を促進することを通じ、商店街等ににぎわいを創出し活性化を図ることを目的に、商店街等が行う、少子高齢化、農商工連携・地域資源、安全・安心、低炭素社会構築等の社会課題に対応した商業活性化の取組を支援する。

イ 全国商店街振興組合連合会補助事業

0. 3億円(0.3億円)

全国商店街振興組合連合会が実施する各種情報提供や研修事業等に対

して支援を行う。

⑦ 下請取引対策

ア 下請かけこみ寺事業

5.7億円(4.6億円)

「下請かけこみ寺」を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争手続による問題解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発等を実施する。

本事業を全国規模で実施するに当たっては、中小企業へのサービスを徹底するため、下請取引に専門的知見を有する各都道府県の下請企業振興協会等との連携を図る。

イ 下請取引改善事業

0.9億円(0.9億円)

下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)の違反を未然に防止する観点から、主として親事業者の発注担当者を対象とした実務者講習会をする。

本事業の実施に当たっては、下請代金法等に知見を有する各都道府県の下請企業振興協会等と連携を図る。

ウ 全国中小企業取引振興協会補助事業

0.5億円(0.7億円)

財団法人全国中小企業取引振興協会が実施する下請取引あっせん指導事業、調査・広報等事業等に必要な費用を補助する。

なお、本事業の実施に当たっては、下請中小企業振興法第11条に基づき下請取引のあっせん等を実施している各都道府県の下請企業振興協会と連携し、広域での受発注情報の提供、販路拡大支援を通じた下請中小企業の経営基盤の強化等を図る。

⑧ 中小企業のIT利活用対策

ア IT経営実践促進事業

6.1億円(8.3億円)

ITを利活用して生産性向上、競争力強化等を図る「IT経営」の実践に取り組む中小企業等を支援するため、官民連携のネットワーク(IT経営応援隊)を通じて、IT経営の導入等に関する研修事業、中小企業IT経営力大賞等によるベストプラクティスの収集・普及事業、地域の特性に応じたきめ細かな支援事業等を実施する。

また、IT経営応援隊活動に加え、広域地域経済圏ごとに地域の中小企業ITユーザーと地域ITベンダの連携強化を図る「地域イノベーションパートナーシップ」を推進する。

イ 地域経済情報化基盤整備事業

2.0億円(新規)

地域の中小企業等ITユーザーとITベンダの連携強化を図る「地域イ



「イノベーションパートナーシップ」を着実に推進するため、中小企業等ITユーザーにITサービスを直接提供しようとする地域ITベンダの供給力強化を目的とした、地域ITベンダ同士の連携による取組を支援する。

⑨ 中小企業の低炭素化対策支援

ア 省エネルギー対策導入促進事業

12.5億円(11.1億円)

中堅・中小企業や業務部門を含めた工場・事業場等における省エネルギー対策を促進するため、専門員等による省エネルギー技術・設備の導入可能性に関する診断事業、説明会の開催等の取組を行う。

また、エネルギー効率を改善するため、技術・設備・人材資金など包括的なサービスを提供するESCO事業を活用した中堅・中小企業の省エネルギー設備導入等に対する支援を強化する。

本事業の実施に当たっては、地域支援機関等が連携することにより、ESCO事業の推進等を図る。併せて、省エネルギー法改正を含めた省エネルギーに関する情報提供を行う。

イ 中小企業等排出削減計画支援事業

7.7億円(新規)

国内クレジット制度の着実な実施を図るとともに、制度の活用が期待される中小企業等の排出削減の取組を掘り起こし、農業や森林バイオマス、様々なサービス業など幅広い分野での排出削減を促していくため、中小企業等を対象にソフト支援を行う。

本事業の実施に当たっては、ソフト支援を行う地域支援機関等を通じ、中小企業等の積極的なCO2排出削減に対する取組を促進していく。

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

① 中小企業再生支援等対策

ア 中小企業再生支援協議会事業

49.7億円\*(44.7億円)

(\*中小機構交付金4.3億円を含む。)

産業活力再生特別措置法に基づき、各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている中小企業再生支援協議会において、企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家が、中小企業再生についての相談を受け、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施する。

また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な中小企業については、常駐専門家が中心となり中小企業診断士、公認会計士、弁護士、税理士等の外部専門家と支援チームを編成し、再生計画策定と金融機関との調整について支援する。

なお、中小企業の再生においては、経営悪化時の早期対応が重要であることから、地域支援機関等と協力し、中小企業の経営者等に対して中小企

業再生支援協議会の早期活用を促す。

#### 第4 都道府県の事業

##### 1. 事業の実施体制

都道府県においては、国との対話と協力を通じて、適切な役割分担の下で必要な連携を積極的に進めるとともに、地域の関係機関、団体等との十分な連携のもとに地域経済及び地域の実情を踏まえた支援措置の効果を最大限発揮するよう事業の実施に努めるものとする。

特に、三位一体改革により、都道府県においては地域の実情を踏まえた支援を更に深めていくことが期待されており、国の事業との相乗効果を図りつつ、中小企業に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保やより効果的な事業の実施に努めることとする。

##### 2. 事業の概要

###### (1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進

###### ① 経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する。

###### ② その他の経営の革新や新事業展開への支援事業

その他、地域の実情に応じ、必要な中小企業支援事業を実施する。

###### (2) 中小企業の経営基盤の強化

###### ① 都道府県中小企業支援センター事業

都道府県中小企業支援センターにおいては、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のため、中小企業に対する相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、事業可能性評価委員会事業、中小企業に対する研修事業等を実施する。

###### ② 中小企業及び支援機関の人材確保・育成支援

###### ア 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業を実施する。

###### イ その他中小企業の人材確保・育成に係る支援事業

###### ③ 中小小売商業の振興支援

###### ア 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う事業を実施する。

###### イ その他の中小小売商業の振興に係る支援事業

###### ④ 小規模事業者に対する支援

###### ア 経営改善普及事業

全国の商工会・商工会議所及び都道府県商工会連合会において、小規模

事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣や若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業（経営改善普及事業）を実施する。

イ 小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するため、設備資金の無利子貸付並びに設備の割賦販売及びリースの事業を実施する。

ウ その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業

⑤ 中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中小企業団体中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業を実施する。

⑥ その他の経営基盤の強化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、必要な中小企業支援事業を実施する。

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

① 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業からの相談に応じる体制を整備する。

② その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のための事業を実施する。

第5 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 事業の実施体制

地方分権改革推進要綱（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）においては、「国の中小・ベンチャー企業育成施策は、金融上、税制上の措置による事業環境整備を基本とし、国が個別企業に対して行う直接支援は、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。独立行政法人中小企業基盤整備機構の行うベンチャー育成事業についても同様の視点から全国的視点に立った事業に限定する。」となっているところ。

このため、中小機構においては、全国的視点に立ち、中小企業支援機関との連携や中小機構の培った支援ノウハウの共有化を図ることにより、全体としてのシナジー効果が発揮できる実施体制を整備する。

また、中小機構は全国9か所に設置されている中小企業大学校等を活用しながら、地域の中小企業、地方公共団体及び地域支援機関、大学等との連携体制を構築し、各地域ブロックの人材養成の中核機関として、他の研修機関等では実施が

困難な、中小企業が抱える現下の高度な経営課題に対応した実践的な研修を実施する。

## 2. 事業の概要

平成21年度の事業実施にあっては、上記の観点を踏まえた第2期中期目標及び中期計画が策定されたところであり、これらに則した事業となるよう、本部・支部が有する支援ツールを有効に活用し、地域支援機関等との「つながり力」の強化を図ることとする。

なお、具体的な事業の実施については、以下のとおりとする。

### (1) 中小企業の新たな価値を創造する事業展開の促進

#### ① 中小企業経営支援事業

地域力連携拠点や地域支援機関等との連携を図り、中小機構が外部の専門家等を活用しながら、経営・技術・財務・法律・知財等、中小企業が抱える経営課題の解決等に向けてきめ細やかなアドバイスや高度な支援を実施する。

具体的には、独創的な技術等の事業化支援、株式公開を視野に入れた企業の支援、広域的な販路拡大や国際展開等の地域を超えた事業展開の支援等、全国的視点に立った案件を中心に支援を行う。

#### ② 市場志向型ハンズオン支援事業

農商工連携、地域資源活用、新連携による事業活動を効果的・効率的に支援するため、地域力連携拠点やハンズオン支援事務局のコーディネータ等と緊密な連携を図りながら、中小機構の有する支援ツール、ノウハウを最大限に活用し、ビジネスプランの事業化を支援する。

#### ③ 販路開拓支援事業

中小企業の販路開拓を支援するため、主に首都圏を中心とした全国規模の商談会等の開催及び出展により販路開拓を支援するとともに、新商品等についての市場調査、テストマーケティング、バイヤー等への情報提供等を実施する。さらに、中小企業の国際展開を支援するために、専門家による国際展開に向けた相談・アドバイス等により、中小企業の海外への販路拡大を支援する。

#### ④ 中小企業市場創出支援事業

全国的視点に立ったマッチングの場の提供を通じて、出展企業の販路開拓、事業提携等、ビジネスチャンスの拡大や新事業への取組を支援するとともに、農商工連携事業、地域資源活用事業、新連携事業、経営革新事業、創業・ベンチャー支援事業等を活用し事業化している中小企業やその支援事業者のベストプラクティスの情報発信を行う。

事業の実施に当たっては、地域支援機関等が手がけた支援企業の出口支援として活用できるよう、地域支援機関等と連携し、企業選定を行う。

#### ⑤ インキュベーション事業

新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す中小企業等に対し、インキュベーション施設の整備・運営を行うとともに、地域支援機関等と連携を図り、インキュベーション・マネージャー等が事業化に向けた支援を実施する。

⑥ 地域中小企業普及啓発事業

顧客志向の商品企画・開発に関するマニュアルや先進的な企業事例等の普及を通じて、中小企業の市場開拓力の向上を図る。

ア 中小企業ビジネス支援検索サイト運営事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例等、中小企業にとって必要な情報をワンストップで提供するポータルサイト（J-NET21）を設置・運営する。

イ 調査・研究事業

支援施策の有効性検証のための調査研究、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得られた事例等の啓発・普及を図る。

ウ 施策浸透フォーラム

農商工連携事業、地域資源活用事業、創業・ベンチャー等に取り組む中小企業を対象に政策課題に対応したフォーラムの開催を通じ、地域中小企業への支援施策の浸透を図る。

(2) 中小企業の経営基盤の強化

① 中小企業支援機関連携強化事業

地域力連携拠点や地域支援機関等との連携、ノウハウ共有を図るために、支援実務者を対象とした研修や、地域支援機関等の連携強化を目的とするセミナー等を開催し、地域支援機関等との「つながり力」を強化する。

また、中小機構が培ったノウハウの共有など地域支援機関等との連携により、支援情報の結節点としての情報交流・情報提供機能を強化し、地域における中小企業支援とのシナジー効果の向上を図る。

② 地域力連携拠点事業

地域力連携拠点が実施する小規模企業等が直面する課題に対する支援を円滑に推進するため、地域力連携拠点の応援コーディネータを対象とした研修、手引書の作成及び地域力連携拠点の支援先進事例の分析・体系化等を行う。

③ 中小企業事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするために、事業承継コーディネータを配置し、事業承継支援センターや地域支援機関、士業団体、金融機関等と連携し、事業承継支援ネットワークの強化を図るとともに、全国規模での開業と廃業のマッチングデータベースの構築、施策の普及等を行う。また、事業承継問題を総合的に検討するための事業承継協議会の運営等を行う。

④ 新現役チャレンジ支援事業

大企業等の退職者及び近く退職を控えるシニア人材を「新現役」と位置付け、新現役の有する技術・ノウハウを地域における中小企業に活かすため、全国的な視点からの適正な人材配置を可能とする情報提供と紹介の仕組みを整備する。このため、自らの豊富な経験・ノウハウ等を地域や中小企業支援に活用しようという社会的貢献意欲がおう盛な新現役を登録する新現役データベースを整備するとともに、各県に置く地域事務局に配置した人材の発掘・管理等を行うナビゲータに対し、ナビゲータ研修の実施、支援事例の共有化等を図り、事業全体のマネジメントや地域事務局間の連携の円滑化を図る。

⑤ 中小企業海外展開支援事業

中小企業の国際化による事業展開を支援するため、中小企業が海外展開（海外進出、海外企業との業務提携・国際取引等）を図る上で生じる経営課題を解決するために有益な情報の提供、アドバイス等を実施する。また、本事業を円滑に推進するため、地域支援機関等との連携によるワークショップ等を開催する。

⑥ 中心市街地商店街等活性化支援事業

ア 中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化の推進に当たり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会の設立等に向けたアドバイスや、既に活動している協議会における課題の検討、協議会のネットワーク化の推進等、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心として協議会の支援を行う。

イ 中心市街地商業等活性化診断・サポート事業

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行う。

⑦ 養成研修事業

中小機構は全国9か所に設置されている中小企業大学校等を活用して、各地域の中小企業のニーズや地域の特性をより反映した研修テーマ、研修実施場所の設定など多様な人材養成事業の実施を目指すものとする。

ア 中小企業者向け研修

中小企業の新たな事業活動への挑戦をきめ細かく支援するため、地域経済をけん引する産業・業種別にその経営課題の解決を支援する研修や中小企業の人材の能力向上に資する実践的な問題解決型の研修を実施するなど、中小企業のニーズへの対応や地域経済への貢献に資する人材養成型研修に重点を置くこととする。

イ 中小企業支援人材に対する研修

中小企業の抱える経営課題の解決を支援する人材の養成について、中小

企業を支援する支援機関等の求めるニーズを踏まえた研修を実施するなど、高度でより実践的な支援能力の向上に努める。

⑧ 高度化事業

中小企業が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために組合等を設立して実施する事業や、第三セクター、地方公共団体、商工会等が地域中小企業を支援するために実施する事業に対して、事業計画について都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設設置に必要な資金の一部を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利で融資する。

⑨ 生活関連産業ビジネス拠点整備事業

我が国の繊維・ファッション産業の更なる国際競争力強化、発展を図ることを目的として、国内外に我が国の優れた繊維・ファッションの製品、サービス等の情報を発信し、「東京」を「世界の繊維・ファッション基地」の一つとして確立するとともに更にはアジアの中心的なファッションの発信拠点とするため、「東京発 日本ファッション・ウィーク」(JFW)の強化に向けて支援を行う。

⑩ 感性価値創造活動推進事業

感性価値創造の推進に向け、日本人・技・素材のすばらしさを発信するとともに、人を育み・技を磨き・素材の質を高め、日本のものづくりの更なる強化を図るため、日本の感性価値に関する最先端の取組を集めて紹介し、作り手と使い手、作り手同士などの共創を産学官が一体となり促進するイベントを開催する。

(3) 中小企業の経営環境の変化への対応の円滑化

① 中小企業再生支援事業

各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている中小企業再生支援協議会(以下「協議会」)を支援するため、中小企業再生支援全国本部を設置し、協議会への個別の中小企業再生案件に係るアドバイスや再生人材等の派遣等を行うほか、協議会活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等を実施することにより、協議会をサポートし、地域の中小企業の再生を総合的に支援する。

また、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

② 共済事業

ア 小規模企業共済事業

小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、自ら掛金を拠出し、事業の廃止等の場合にその後の生活の安定や事業の再建等のための資金をあらかじめ準備しておく小規模企業共済制度の安定的な運営を図るため、都道府県、地域支援機関等との連携、協力を得ながら、加入促進を強力的に推進す

る。

イ 中小企業倒産防止共済事業

中小企業の相互扶助の精神に基づき、自ら掛金を拠出し、取引先企業の倒産の影響を受け自らも倒産する等の事態を防止するための中小企業倒産防止共済制度の安定的な運営を図るため、都道府県、地域支援機関等との連携、協力を得ながら、加入促進を強力に推進する。